

議案第 13 号

嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

嘉島町長 鍋田 平

（提案理由）

令和 8 年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴う、本条例を制定する必要がある
ので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「運営基準」という。)の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、運営基準(運営基準を改正する府令を含む。)に定めるところによる。

(施行の細目)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。